

## 令和 7 年度加古川市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、雨水貯留施設の設置を促進し、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において設置に必要な費用の一部を助成することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象施設)

第 2 条 助成金の交付対象となる雨水貯留施設（建築物の屋根からの雨水を貯留する貯留槽及びその附属設備をいう。以下同じ。）は、貯留槽の容量が 80 リットル以上で、散水等の用に供するものとし、製品として購入可能なものに限る。

2 助成金の交付対象となる雨水貯留施設は、建築物 1 棟当り 1 基とする。ただし、集合住宅はこの限りでない。

### (助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、市内の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所、その他市長が認める建築物。以下同じ。）の所有者又は当該所有者の同意を得た者で、当該建築物に雨水貯留施設を設置し、自ら使用する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公団、公社又は法人
- (2) 本市において市税を滞納している者
- (3) 過去に雨水貯留施設の設置に基づく助成金の交付を受けたことのある建築物に、雨水貯留施設を設置する者
- (4) 販売を目的とする建築物に雨水貯留施設を設置しようとする者
- (5) 暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者

### (助成金額)

第 4 条 助成金の額は、雨水貯留施設の購入費及び設置費の 2 分の 1 以内とし、30,000 円を限度とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を設置する前に、雨水貯留施設設置助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図

- (2) 設置予定場所の写真
- (3) 見積書・カタログ等
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 承諾書（様式第3号）ただし、雨水貯留施設を設置する建築物の所有者が申請者と異なる場合に限る。
- (6) 市税確認承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して、交付の可否を決定し、  
適当と認めたときは雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でない  
と認めたときは雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知  
するものとする。

2 市長は、その目的を達成するために必要と認める場合は、交付決定に条件を付することができる。

（変更申請等）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請の  
内容を変更しようとするときは、雨水貯留施設設置助成金変更申請書（様式第6号）を市長に提  
出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して、変更を承認するときは、雨  
水貯留施設設置助成金変更承認通知書（様式第7号）により、適当でないと認めたときは、雨水  
貯留施設設置助成金変更不承認通知書（様式第8号）により、交付決定者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は助成金の交付決定を取り下げようとするときは、雨水貯留施設設置助成金取  
下届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定者は、雨水貯留施設の設置が完了したときは、雨水貯留施設設置完了報告書（様  
式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置完了後の写真
- (2) 領収書（写し可）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、完了検査を行う  
ものとする。また、必要と認める場合は、設置場所に立入り検査を行うものとする。

(確定通知及び助成金の交付)

第 11 条 市長は、前条の完了検査において助成金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、雨水貯留施設設置助成金交付額確定通知書（様式第 1 1 号）により通知するものとする。

2 交付決定者は、前項に規定する確定通知書を受理したときは、速やかに雨水貯留施設設置助成金請求書（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理日から 3 0 日以内に、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(維持管理)

第 14 条 交付決定者は、雨水貯留施設を適正に維持管理し、助成金交付の日から 7 年以上存続させるよう努めなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。